

支部ニュース

2012年2月 No.459

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0002 文京区小石川 2-3-28-201

郵便振替 00130-6-87399 TEL03-3814-3971 Fax03-3814-2623

メールアドレス dantokyo@dream.com

●東京「君が代」裁判最高裁判決

※東京「君が代」裁判最高裁判決～日本のバーネット判決を求めて・・・平松真二郎

※減給1ヶ月処分取消を勝ち取って・・・渡辺厚子

※まだ前を向いて歩いてゆけるー 最高裁判決を受けてー・・・大能清子

●1・12品川駅前街頭宣伝&労働・生活相談会ー20回のご協力に感謝・・・中川勝之

●若手弁護士へのメッセージ「個人団員」となりて以後～・・・安達十郎

●「新人学習会+α」・・・黒澤いつき

●支部総会のご案内

●自由法曹団東京支部の創立40周年をむかえ～各団体からのメッセージ～・・・安井純夫

●東京南部法律事務所はすご～い事務所（事務所紹介）・・・黒澤有紀子

●被害あるところ団の旗あり（新人紹介）・・・三浦佑哉

●幹事会報告

●日誌



東京「君が代」裁判最高裁判決

東京「君が代」裁判最高裁判決～ 日本のバーネット判決を求めて

城北法律事務所 平松真二郎

1 2012年1月16日、最高裁判所第一小法廷（金築誠志裁判長）は、卒業式等における国歌の起立斉唱を命じる校長の職務命令に違反したことを理由とする①中学校・特別支援学校の教員2名の停職処分、②中学校の教員2名の戒告処分、③高等学校・特別支援学校の教員166名の戒告処分、1名の減給処分につき、それぞれ懲戒処分の取り消しを求めて争われていた訴訟について判決を言い渡した。

結論は、①事件につき1名の停職処分を取り消し、③事件について減給処分を取り消し、②事件、③事件の戒告処分については請求を棄却するというものであった。

東京都教育委員会が、2003年10月23日、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱のあり方を定める通達を発出して以来、さまざまな訴訟が争われてきた。国歌の起立斉唱（ピアノ伴奏）の義務付け自体が憲法19条に違反するか否かについては、2011年5月30日第2小法廷判決を皮切りに、同年6月6日第一小法廷判決、同月14日第三小法廷判決によって一応の決着がつけられていた。

今回の最高裁判決は、国歌の起立斉唱（ピアノ伴奏）をめぐる懲戒処分につき、処分権者の裁量権を逸脱濫用するものであるか否かについて判断した初めての最高裁判決である。

2 最高裁は「不起立行為等に対する懲戒において戒告を超えてより重い減給以上の処分を選択することについては、本件事案の性質等を踏まえた慎重な考慮が必要となる」とした上で、「毎年度2回以上の式典の度に懲戒処分が累積して加重されるという短期間で反復継続的に不利益が拡大していくこと等を勘案」して、「過去に、入学式の際の服装等に係る職務命令違反による戒告1回の処分歴があることのみを理由に減給処分を選択した都教委の判断は、重きに失するものとして社会観念上著しく妥当を欠くとして、減給処分の取消しを命じた。

また、最高裁判決は、戒告処分については処分の取消は認めなかったものの「これを当不当の問題として論ずる余地はあり得る」と判示されており、無条件に戒告処分を容認したものではないと言ってよいであろう。

3 しかし、今回の判決は、昨年5月からの一連の最高裁判決を受けて、憲法19条に関する問



題、教師の教育の自由に関する問題について新たな判断を示すことなく、国歌の起立斉唱を義務付けること自体は憲法違反とならないとの立場をとっている。

このようなアプリアリに職務命令に従う必要があるとした判決の論旨には賛成できない。公務員であれば、あるいは教職員であれば、上司の命令に従わなければならない。地方公務員法にもそのように規定はされている。そのレベルでは、この命題は正しい。

しかし、旭川学テ事件最高裁大法廷判決でも認められているとおり、教育が「教師と生徒との人格的接触が不可欠の人間的な営み」であるなら、そこに、人間性を無視した義務付けをもちこむ、上意下達の支配を持ち込むことが許されるのかという問題が残されるはずである。

少なくとも、子どもと一番身近に接している教職員に対し、あたかもロボットのように一挙手一投足まで指示命令すること、これが教育の本質とはかけ離れたことであることは間違いあるまい。

教職員に特定の時間に一定の行為を命じることが許されるか、教育行政機関が、具体的命令として発令できる内容には限界があるはずである。



4 アメリカ連邦最高裁は、ゴヴィディス事件でいったんは国旗国歌への敬礼拒否による不利益処分を容認したが、3年後、国旗に向かっての忠誠宣誓の拒否について、国家シンボルに対して敬意を表する行為を国民に義務付けることが許されないとする判決を言い渡している。アメリカ憲法判例に燦然と輝くバーネット事件判決である。

昨年来、国旗に向かって国歌を斉唱することの義務付けが合憲であるとする判決が続いている。それでも、いくつもの事件を通じて、「国旗に向かって起立して、国歌を斉唱する行為が、国旗や国歌に対する敬意の表明の要素を含む行為である」ことを認めさせるところまではきた。

まだ、懲戒処分取消請求2次訴訟が東京高裁に、3次訴訟が東京地裁に係属中である。さらに人事委員会に係っている事件もある。もうひと踏ん張り、教育現場で、国歌の起立斉唱の強制が許されないこと、国家シンボルに対する一定の行為の強制が許されないことを明らかにしていく覚悟である。

日本のバーネット判決を勝ち取るために。



減給1ヶ月処分取消を勝ち取って

渡辺厚子(元東京都立北特別支援学校教員)

1月16日、なんだか異様に権威的な法廷の席に着くと、するするッと音もなく観音開きの扉が開いて、まるで芝居のように最高裁判官が現れた。

裁判長は「……渡辺厚子を除く……」と読み上げた。

私はどうなるの？、と思った時には、5人の姿は消えていた。

勝った？えっ、勝ったのか！座席「ろー9」の傍聴券は、お宝だ。

私は、'02年4月大泉特別支援学校の入学式で、手描き絵のブラウスを着用、上着を着ろという職命に反したとして戒告処分をうけていた。(校長室に事情聴取のために来いという職務命令違反については、地裁で取り消されて確定しています。)

私は入学式の実行委員長として、職員会議の総意を新たに着任した校長に申し入れたが、聞き入れられず、「強制はやめて」とハートが泣いてる絵を描いたブラウスを着て入学式に出席した。式は支障なく終了、保護者や生徒に、「先生、おもしろいブラウスを着ているね」と笑いながらとりかこまれた。後に保護者達は、あれで処分されるの、と驚き、証言台に立ち、陳述書を書いてくれた。

処分の取り消しを求めて人事委員会で争っていた03年10月23日、10・23通達が出された。怒髪天を衝く、そんな思いだった。私たちが集団討議をくり返し、1年をかけて作り上げている卒業式が、一瞬にして崩壊させられる。

長年営々と積み上げてきた、対面式、フロア一式が、あろうことか壇上にされる。

「日の丸・君が代」を主役にするために、自らの手で教育を否定し、子どもたちの人権を踏みじめるのか。そして、自分自身も立たなければならない。絶対受け入れられなかった。私が私でなくなる。

3月が近づくにつれ、処分2回で免職らしいという噂がとびかった。低賃金労働をしている連れ合いに、「免職になっても立てない」と話すと、「思い通りにすればいい、でも自分の食いぶちは自分で嫁いで」といわれ、職安に登録しに行った。頭もからだもガチンガチンで迎えた'04年3月の卒業式。この時のことはありあり浮かび、悔しさにつまる。受け持ち児におむつをつけろといわれた年だ。処分は減給1ヶ月だった。そして、良心への拷問というべき再発防止研修が2回も待っていた。

その後、減給6ヶ月の処分を受け、さらに停職処分1月の処分も受けた。現場にいてなんぼの教員が、子どもたちから引き離されるのは苦し過ぎる。手塩にかけた卒業生と一緒に卒業式にでると、停職処分になり、4月から担当する新入生と過ごせない、悩みに悩みながらその都度決断してきた。退職時の昨年、初めて晴れ晴れと座れた。

今回、減給処分の取り消しを勝ちとって、戒告以上の処分がされなくなれば、本当におおきい成果だ。累積加重処分による転向システムの一角を崩し、後輩達は私などの受けた苦しみから、

解かれるはずだ。みんなで勝ち取ったみんなの勝利だ。

これは、単に1つ、2つの裁判の成果ではなく、頑張ってきた全ての裁判と運動が、今たどり着いた到達点である。

勿論判決は問題大である。168名の戒告、停職3ヶ月の人へ孤立化策動、19条合憲、不当な支配等をどう覆すか、そしてショックを受けた分より襲いかかってくる行政権力との攻防。私達の前の壁はまだ厚いが、今回の成果をかため、次の1歩へ進んで行こう。

私達の闘いを支えて下さった皆さんありがとう、これからも共に闘いましょう。

まだ前を向いて歩いてゆける —— 最高裁判決を受けて ——

東京「君が代」裁判(第一次訴訟)(現・小岩高校勤務原告大能清子)

1月16日、その日は授業が詰まっていたので、不真面目な原告だとは思いつつ、大勢の原告がいることに甘えて法廷に入ることは希望しなかった。

処分から8年。「こんなひどいことがまかり通るはずはない」と憤る原告が多く、そういう人にとって8年は長い。けれど、私は最高裁判決までの約10年が、堂々と声を上げるために残された猶予期間だと思っていた。私人間の紛争ならともかく、行政を相手取って「日の丸・君が代」問題で勝てると思えなかったからだ。



8年前、処分を受けた教職員の多くは当時すでに50代。裁判をしているうちに退職する。あとに来るのは「10・23通達」以前を知らない若い教員だ。人事考課制度や主幹制度・主任教諭制度など、この間都教委が現場に押しつけてきたものがいよいよ実をあげ始めるだろうし、さらに新しい“改革”も下ろされてくるに違いない。職場の構成が入れ換わり、それに伴って“校内世論”も劇的に変化してゆく。最高裁でひどい判決が出たら、そのあとは魔女狩りのような事態になる。それを食い止めるためにどれだけの条件が引き出せるのか、それまでの間にどれだけの人に問題を伝えることができるのか、敗訴が確定したときにも自分が教員として前を向っていくにはどうすればいいのか……。相当のマイナス思考なのだが、現実には日々の学校では当たり前のことがなぎ倒され、ウソじゃないかと思うことが罷り通っていくのをどうにもできない。それどころか、「職場に迷惑だ」などと、都教委が仕掛けてきた同調圧力にやられてしまうことさえある。「10・23通達」だけですべてが語り尽くせるわけではないが、旗・歌は、過去の侵略戦争のシンボルであったばかりでなく、いまの都立高校の学校運営・教育のあり方のシンボルになっている。

さて、判決は、本件職務命令が憲法19条違反でなく、戒告は学校の規律や秩序の保持等の見地から妥当とする一方で、累積加重処分は裁量権逸脱だとして、減給処分を取り消した。諸手を挙げて歓迎とは言えないが、「10・23通達」体制の一角を崩してくれた。

「裁判、勝ったの？」と聞いてくる生徒たちに、私は「引き分けだよ」と答えた。勝ったとは言えない。これでは解放されない。でも、貴重な成果だ。

宮川裁判官の言葉が心に響く。「こうした議論状況は一朝には変化しないであろう」。それでも、原告たちの歴史観等が「我が国社会において一定の広がりをも有し、共感が存在している。」と書かれるところまで漕ぎ着けた。これでまた、前を向いて歩いてゆける。これからは、難波判決、大橋判決、そして最高裁判決、この8年間で得たものを使っていく番だ。

1・12 品川駅前街頭宣伝&労働・生活相談会 — 20回のご協力に感謝

事務局次長 中川 勝之

街頭宣伝を開始し始めた時から行いたかったターミナル駅・品川駅に初登場。場所は港南口。駅の敷地と思われる場所でも飲食店の店員がティッシュを配っていましたが、そこでは干渉を受けるかと思い、エスカレーターを降りて行って広い広場に机、椅子等を配置して宣伝を開始しました。正面には駅ビル、右手には交番という構図で、暖かい季節に多人数でやると良い場所と思いました。

年明けて最初の宣伝のテーマとしては、やはり社会保障と税の一体改革、そして、団らしく秘密保全法だと思い、「消費税と社会保障の一体改悪を許すな！」「秘密保全法＝新たな国家機密法に反対！」と記載されたA3の用紙をいつものパネルに貼り付けて置きました。また、ソニーのお膝元ということで、ソニーは大震災を口実としたリストラをするなど訴えました。

サラリーマンが多かったような気がしますが、受け取りは寒い中でも良かったです。

椅子には座らなかったようですが、相談というか対話が1、2件ほどありました。

今回も私はもっとやりたかったのですが、1時間20分弱で終了しました。

ところで、私事で恐縮ですが、私は今度の総会で事務局次長退任の予定です。

自分の事務局次長就任を契機に行ってきた3年間の街頭宣伝&労働・生活相談会は、秋葉原、原宿、吉祥寺、錦糸町、赤羽、蒲田、渋谷、神保町、銀座、高田馬場、巣鴨、上野、中野、新橋、五反田、北千住、四谷、浅草、後樂園、そして今回の品川の各駅前、合計20回行いました。若干の遅刻・早退がありましたが、主催者として私は皆勤しました。地域の団事務所はもちろん、労働組合やその他の団体には大変お世話になりました。この場を借りてお礼申し上げます。団支部主催と言いながら、ほとんど告知せず少人数で勝手に行っていることも多く、先輩団員から叱られたこともありました。ただ、団の見解や団支部自体を広め、また、新入団員に街頭宣伝を経験してもらう機会にはなったのではないかと思います。情勢に応じて宣伝すべきことは月1回でも足りない位ですが、今後も同様の行動が提起されれば、一団員として参加していきたいと思っています。

若手弁護士へのメッセージ

「個人団員」となりて以後～

東京支部 安達十郎

1 私は昭和49年秋城北法律事務所を退所して、池袋に安達法律事務所を開き、いわゆる「個人団員」となった。

その頃、個人団員は団活動から遠ざかり、事務所の経営に精力を集中するのが一般であったが、私は前と同じく団の市民部会(現「市民委員会」)に出席し、団活動を続けていた。

弁護士というものは、「丸ビル」内に事務所を張って、大企業を顧客として収入をあげる極少数の弁護士を除くと、あまり儲からない仕事である。団活動をやめて経営に集中したからといって、大きく収入が増えるというものではない。

私は「個人団員」となって数年後、団市民部会に持ち込まれた千葉県松戸市の石材店組合の「所得税課税処分取消請求訴訟」を担当し、千葉地裁松戸支部の法廷で証人尋問をしていたことがあった。

私はその日から数日後、私の尋問を傍聴していたある「病院経営者」からその経営する病院の法律顧問に就任して欲しい、との申出を受けた、この申出は、私の尋問技術ではなく、国家権力の不当な処分に立ち向かってゆく姿勢を評価してくれたものと思われる。

私は病院の法律顧問に就任してから、ある造園業者を紹介され、その業者の法律顧問となった。

自由法曹団での活動は、事務所の経営を圧迫するのではなく、かえって、市民の信頼を得ることによって、その経営にプラスすることもあるのである。

2 昭和53年頃から大型小売店舗(スーパー)が既存の商店街に進出し、その出店によって地域の小売業者が倒産するなどの大打撃を受けるようになった。

団の市民部会所属の団員は幾度も団本部に集合し、地元商店会の役員、地域民主商工会の役員・事務局員などにも来てもらって対策を協議した。

その結果、地元商店会の皆さんがスーパー進出に反対する旗印として掲げた「生業権」をスーパーの出店を制約する法理論として構成することが出来ないかとの問題提起があり、私とその理論構成の担当者にされた。

私は、私の考えを『生業権』試論という論文に取りまとめ、「法と民主主義」(125号)に掲載してもらった。私は、商店会や民主商工会などから寄せられた資料に、私の乏しい法知識、経済学、経済哲学、倫理学などの知識を総動員して、「生業権」の理論構成を試みたが、出来上がったものは、現実にスーパーの出店を差し止める程の権利とまでは、いえなかった、

しかし、この論文はある大学のある学部のゼミナールの教材として使用され、また、「法律時報」の1998年12月号でその要旨が紹介された。

3 私は、新自由主義経済の時代に入ってから自由法曹団の諸活動に関連して、この経済社会

を批判する主張を「特別報告」としてとりまとめ、団の5月集會に提出したことが何回かあった。

私の独自の主張を読む団員はいないだろうと思っていたが、意外にも、毎回いく人かの団員から、「面白かった」、「啓発された」というような感想を頂戴した。

自由法曹団は、私にとって、まことに居甲斐のある団体である。

「新人学習会＋α」

黒澤いつき

昨年末の新人学習会では僭越ながら講師としてお招き頂きました。「新人」学習会なのだからお相手は新人団員「のみ」なのだろう、という予想は甘く、多くの重鎮団員の先生方の前で相方・早田団員と縮みあがったのでした。つたない話にもかかわらず、熱心な新人団員の皆さん、先輩団員双方からご好評を頂き、ホッと胸をなでおろしました。この度、その新人学習会の総括というか、重ねて私から新人の皆さんへお伝えしたいことを、団員生活の（一旦の）締めくくりに書かせて頂けることになりました。

新人学習会で、私と早田団員は「私生活と健康を守る」という項目をあえて立てて、「自分の限界を知ること」の大切さを繰り返し強調しました。そのスジの失敗談なら任せなさいとばかりに私は1年目の秋に（30度の斜面を転がり落ちるように）体調を崩して2ヶ月ほどともに業務をこなせなくなったこととお話しました。賢明な皆さんなら分かると思いますが、これは「こんなに頑張ったのよ」という不健康自慢などではなく、お客さん相手のプロフェッショナルとして完全に失格だったという恥ずべき例です。私は体調を崩す1秒前まで、楽しくてやりがいを感じるがままに仕事を続け、徹夜を家族から咎められてもその理由が理解できませんでした。今やっと夢のスタート地点に立てた新人の皆さんも、もしかしたら同じような高揚感を感じる日が来るかもしれません。しかし、毎日2時間睡眠で平気なわけがないのです。平気だと感じているなら、すでに身体が麻痺しているので、今すぐこの支部ニュースを閉じて帰宅して寝ましょう。プロフェッショナルであるからには、健康は自分のために維持するものではありません。誰よりも、お金を払ってしんどい裁判を経てでもトラブルから解放されたいと必死の思いで自分に依頼してきたお客さんのために守らなければなりません。そのことを、私は失敗を経て気づきました。「自分の限界」とは、体力だけでなく、自分の仕事のスタイルや性格ゆえの限界も含みます。自分の仕事の得意・不得意、かかる時間、要領の善し悪し、これらは仕事を重ねるうちに自ずと分かります。それをよく自分で認識して、限界以上のものを抱え込まないようにしてください（そうはいつても、新人のうちには頼まれたら断りづらいものですがね）。

あと1つ、新人学習会では言い忘れたこととお話します。新人の皆さんは、事件活動の他にも積極的に取り組みたい政治課題がきっとあると思います。修習から解放されて、やっとやりたい活動ができる、と心躍らせている人は少なくないでしょう。そのことに関して、私は「役割分担」

という言葉を送ります。上記「自分の限界を知る」ことと深く関連しています（というかほぼ同じです）。私が弁護士になった2年前と変わらず、現在も目の前にはおびただしい数の政治課題が転がっています。派遣法抜本改正、比例定数削減、TPP、普天間基地移設、「つくる会」系教科書問題、どれをとっても将来のこの国の行方を致命的に左右します。どの運動においても日々、署名を集め、デモや集会やシンポジウムを開催し、カンパを募り、ブックレットを作成し、熾烈なたたかいの毎日です。それでも自分の身体は1つしかなく、継続的に実働部隊になれる活動はせいぜい2つほどです。皆さんは、問題の重大性を知っていればいるほど、期待に応えられず1つの活動しかできない自分をふがいなく思い、あるいは「今度の集会来てね」「カンパしてね」という呼びかけに応えてくれない同期に苛立つかもしれません。私は2年間、給費制維持の運動にしか関わられませんでした。多くの先輩団員から頑張ってるね、と温かい言葉をかけて頂きましたが、当の本人は給費制しかできていない自分が嫌いでした。嫌いで仕方がなくふさぎこんでしまうそんな時、役割分担という言葉を中心に繰り返していました。それぞれ1つしかない身体を削る思いで何かしらの活動に奮闘している仲間を思い、またそれぞれの課題の重大性を考える時に、限界ある自分には何ができるのか「役割分担」という言葉を反芻しながら考えると、ある程度踏ん切りがつきます。いい意味での「あきらめ」もつきます。そう思えなければ、真の意味での連帯などできないのでは、とも思います。

人一倍要領悪く、滑走路が長い私の話は、ほとんどが「聞かなくても分かるよ」というレベルのことだと思えます。若くて能力ある皆さんの入団によって、団東京支部がますます躍進することを心から期待しています。



支部総会のご案内

再三にわたり、支部総会のご案内を申し上げます。既に何度もご案内しているので、今回は実施要領だけに致します。支部創立40周年についても議論したいと思いますので、宜しくお願い致します。

実施要綱

- 1 日時： 2011年2月24日（金）13時～25日（土）13時
- 2 場所： 紀州鉄道熱海ホテル（熱海市伊豆山261）
TEL 0557-83-1121、Fax 0557-83-2794
熱海駅より徒歩10分
- 3 参加費： 17,000円（会議費、宿泊料、懇親会費こみ。当日現金にて徴収）
なお、2次会費は別途いただきます。
- 4 総会次第
第1日目 午後1時～1時30分
開会、議長団選出、支部長挨拶、来賓挨拶、選挙手続きの説明
午後1時30分～午後3時
記念講演：「(仮題)原発の経済学 脱原発への確かな道を考える」
講演者：福島大学副学長 清水修二先生

清水修二先生のプロフィール

東京都生まれ。1980年3月に京都大学大学院研究科博士課程を卒業後、同年4月に福島大学経済学部助教授就任。1991年4月に同大学経済学部教授。2004年10月より国立大学法人福島大学経済経営学類教授。2008年4月から福島大学理事・副学長。

午後3時～3時30分	質疑応答
午後3時30分～3時45分	休憩
午後3時45分～4時10分	議案提案、会計監査報告
午後4時10分～5時30分	討論
午後6時30分	懇親会

第2日目

午前9時～正午	討論
正午～午後1時	討論のまとめ、議案・予算採択・決算承認 特別決議採択、役員選出、新旧役員挨拶など

- 5 出欠確認について：2月23日まではキャンセル料が発生しませんので、キャンセルの方は

同日の午後5時までに支部事務局までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。

自由法曹団東京支部の創立40周年をむかえ

各団体からのメッセージ

国民救援会東京都本部 安井 純夫

自由法曹団東京支部の創立40周年おめでとうございます。

日頃は団員の皆様方に一方ならぬご指導とご援助を頂き、私共国民救援会東京都本部が裁判闘争をはじめとする諸活動を進める上で、大変心強く、かつ頼りにさせて頂いております。今後共、何卒よろしくお願い申し上げる次第です。

さて皆様方の東京支部が創立された1970年代の初頭は、政治・経済、裁判闘争、弾圧反対闘争などの上でも、まさに激動の時期であったと思います。

72年5月15日には日米沖縄返還協定が発効し、沖縄が日本に復帰しました。

また翌年の73年10月には第1次オイルショックが始まっています。

裁判闘争の上では、戦後からの闘いや大きな事件で次々と判決が出されています。

70年8月には松川事件国賠裁判で東京高裁の勝利判決が出され、確定しています。

私もこの公判の傍聴に1度だけ行きましたが、丁度この日は松川事件の列車転覆を企てる前日から現地に乗り込んで、謀略事件の陣頭指揮を執った福島県警の玉川警視が、すでに退官して、町で新聞の配達店主をやっている身で証人に引っ張り出され、弁護団の鋭い尋問に大きな身体をかがめて、蚊の鳴く様な小声で「ハイ」「ハイ」と答えていたのを憶えています。哀れな男だなあ、というのが私の印象でした。

翌71年10月には都教組勤評闘争事件で東京地裁が争議行為は適法の判決を出し、72年11月にはメーデー事件に東京高裁が騒乱罪不成立の判決で確定するなど、戦後引き起こされた数々の事件に決着がつけられていった時期でもありました。

しかし一方では選挙弾圧事件が激しくなり、73年7月の都議選では62件、99人が逮捕されましたが、自由法曹団東京支部の先生方のお力を得て、私達国民救援会東京都本部も全都の民主勢力と共闘して、全て不起訴を勝ち取っています。昼夜を分かたず、どの弾圧事件でも親身になって指導・援助して頂いた多くの弁護士さん達のお顔を思い浮かべると胸に熱いものがこみ上げて来ます。

いま又、当時の情勢以上と言ってよい、緊迫した厳しい情勢の中で私達はそれぞれ闘いを進めておりますが、とりわけ憲法改悪や民主主義破壊の策動と攻撃が強められ、解釈改憲から明文改憲を企図し、衆議院比例定数80削減や消費税の引き上げなどを野田内閣のもとで強行する構えです。私達も断固反対して闘います。

巨大震災被災地と被災者救援は、これからも力を入れると共に、原発災害の放射能汚染から子供たち、国民を守るために頑張りたいと思います。言論・表現の自由を守り、再審えん罪事件など諸事件に勝利し、可視化の実現などにも奮闘しますので、今後共皆様方のご援助を重ねてお願

いし、祝辞と致します。

東京南部法律事務所はすご〜い事務所 (事務所紹介)

東京南部法律事務所 黒澤 有紀子

東京南部法律事務所は、東京南部工業地帯の中心である蒲田の地に、1968年に創立されました。当初は、4人の弁護士でスタートしましたが、現在では18名が所属する事務所となっています。地域事務所ということもあり、依頼者の方は、大田区の方が多いです。

当事務所では、事務所の信念を謳った「所員の申し合わせ」があります。そこでは、当事務所の基本的任務として「国家権力や独占的大資本から不当に圧迫された人々の生活と権利を守る。国民内部の矛盾に対しては、正しい法的解決が与えられるよう努める。」との任務の定めがあります。そして、当事務所の弁護士は、今まで数多くの労働者の権利を擁護する訴訟、思想信条の自由や政治活動の自由を求める訴訟、医療事故や薬害、公害訴訟に取り組んできました。現在では、当事務所の多くの弁護士が、JALの整理解雇訴訟に取り組んでおります。JALは、海外では考えられないベテラン客室乗務員や乗員の整理解雇を行い（しかも稲盛会長は、「(今回解雇された労働者を)残すことが経営上不可能かという、そうではない」と証言!!)、労働者の生活を壊し、安全航空の危機を生じさせています。当事務所の多くの弁護士は、この訴訟に参加し、労働者の地位の確保と向上のために闘っています。

このように、当事務所は、「所員の申し合わせ」に基づき、その信念を体現しております。

私は、まだ入所間もない身で本稿を書かせていただいております、事務所の歴史を十分に学んでいないため、以下では入所して感じている現在の東京南部事務所について書かせていただこうと思います。

入所の日、事務所に入ると、事務局の皆さんが笑顔で迎えてくれました。いつも笑い声が絶えない事務局です。以前、ある弁護士は、「事務局の方が大きく口を開けて笑っているからこの事務所に入所したいと思った。」と言っておられるのを聞きました。このエピソードからもとっても明るい雰囲気の事務所であることがわかっていただけるかと思えます。

また、当事務所の弁護士は、美味しいものが大好き、食べるのが大好きであると思えます。忙しい闘いの日々の中でも、美味しいものを食べ、生活に潤いを与えられている、そんな印象があります。お昼に連れだっでご飯を食べ、そこで色々なお話を聞けることもとてもいいなあと思っております。

しかし、そんな穏やかな雰囲気から、一転、いざ弁護士の顔になると、妥協を許さず、弁護団会議でも徹底して議論をし、持てる力を全て尽くし闘う、全所員が情熱をもって日々弁護士活動をしています。私も、早速いくつかの労働事件の弁護団に入れていただいておりますが、率直に意見を言っていただき、起案を叩いていただけることにとても感謝しております。自分の甘さや勉強不足に向き合いながら、反省をし、組合の方の顔を思い浮かべて、奮闘しております。

入所して間もない私が、東京南部法律事務所はどんな事務所かを考えたとき、地域の方々、そして、人権を抑圧されて苦しんでいる方々と共に在り、共に闘う事務所であると思えます。まさ

に、人権抑圧と闘い、当事者の生の声を大切にし、不屈に闘う自由法曹団の事務所です。

被害あるところ団の旗あり

(新人紹介)

代々木総合法律事務所 三浦 佑哉

1 自己紹介

この度、自由法曹団東京支部の一員に加えていただくことになりました、代々木総合法律事務所の三浦佑哉と申します。

私は、京都市伏見区で生まれた後、南区への転居を経て、高校卒業まで京都府長岡京市で過ごしました。幼いころから野球等スポーツが大好きで、大学入学のために上京するまでの10年間以上、スポーツに明け暮れる毎日を送っていました。この時に培った「根性」、「忍耐力」は、今でも少しは役に立っているのではないかと思います。もちろん、団支部恒例のソフトボール大会は今から大変楽しみにしています。

2 弁護士を志した理由

少年にありがちなプロ野球選手になるという夢も高校入学時には諦め、自分の進路について真剣に考えましたが、幼いころからの夢に代わる新たな夢を見つけるというのはなかなか大変なことでした。ですが、父親からの、「社会に貢献できる人になってほしい。そして、強い人ではなくて弱い人の気持ちや立場が分かる人になってほしい。」という言葉を引きかけに、何らかの専門家として活躍して人の役に立ちたいという思い、加えて、世の中の間違った制度や仕組みに間違ってると声を上げ、かつその声が一定の力を持ちうるような存在になりたいという思いを抱くようになりました。そして、そのいずれにも当てはまりうるのが弁護士ではないかと考え、弁護士を志すようになりました。

3 自由法曹団に入った理由

団の存在や活動は、青法協修習生部会のイベント等を通じて知りました。興味はその時からありましたが、強く入りたいと考えるようになったのは、東日本大震災に対する団の活動を知った時からです。震災後、直ちに対策本部を立ち上げ、直ちに声明を出し、直ちに現地に赴き、また直ちに声明を出す・・・そのダイナミズムに圧倒されました。私も修習中に何度か被災地に行きましたが、そこには常に団員の先生がいました。「被害あるところ団の旗あり」とはまさにこのことだと感じ、自分もこの一員になりたいという思いを強くしました。

4 今後

まだまだ未熟者ですが、事務所では、労働事件を中心に様々な事案に関わらせていただき、大変充実した日々を過ごしています。ただ、個々の事件、特に労働事件を扱っていると、長時間労働・非正規労働・組合潰し等が常態化している日本の社会構造自体を抜本的に変えていかなければ、真の解決にならないと感じることが多々あります。このような悔しい思いを晴らすべく、労

働分野を中心に団では活動していきたいと考えています。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

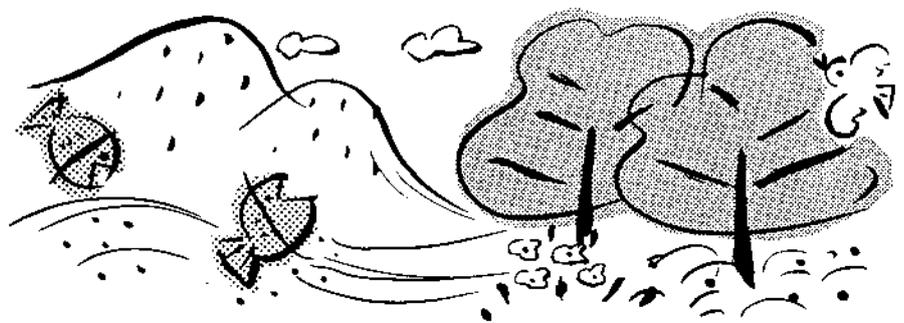
支部幹事会報告

1 議案書案の検討

- ・「はじめに」原発……御用学者・マスコミの責任にも触れる
- ・憲法・平和……緊急事態条項問題の追加、北朝鮮・尖閣問題の取り上げ方、日本の技術を兵器開発のために利用したいとの要求と武器輸出3原則など
- ・裁判員裁判の見直し……議論が十分ではないので、結論を断定する書き方は控えるべき
- ・貧困……「国と地方の協議」の追加など
- ・都政、労働、原発

2 次回日程

- ・事務局会議……2月1日10時～
- ・幹事会……2月9日14時～



日誌

1月12日～2月6日

- 1月12日 支部街頭労働宣伝（品川駅）
- 13日 司法問題委員会
- 16日 共同センター東京幹事会／将来問題委員会／構造改革P T
- 17日 原発問題委員会
- 18日 治安問題委員会／治安対策本部会議
- 19日 支部事務局会議／市民問題委員会／改憲対策本部会議
- 20日 教育問題委員会／衆院比例定数削減対策本部
- 21日 本部常任幹事会（京都）
- 25日 支部幹事会／原発学習会（新人対象）／UR集会実行委員会
- 27日 憲法会議幹事会
- 30日 原発問題委員会事務局会議／貧困対策問題委員会
- 31日 給費生問題委員会
- 2月 1日 支部事務局会議／国際問題委員会／司法問題委員会／労働問題委員会
- 2日 11団体比例定数削減反対院内集会・議員要請
- 6日 比例定数削減反対街頭宣伝（新宿西口）

